

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1)医療費控除の特例の創設（第1条中付則第7条）

	スイッチ OTC 医薬品控除（創設）	（参考）医療費控除
対象者	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、次の検診等を受けている者 ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族
控除金額の計算	対象医薬品の合計額－①－② 〔①保険金などで補てんされる金額〕 〔②12,000円〕	医療費等の合計額－①－② 〔①保険金などで補てんされる金額〕 〔②10万円もしくは総所得金額の5%のいずれか少ない金額〕
控除限度額	最高で88,000円 (医療費控除との併用は不可)	最高で200万円
適用期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入したもの	—

※スイッチ OTC 医薬品：処方箋が不要な医薬品に転換されたもの

2. 法人市民税関係

(1)法人税割の税率の見直し（第1条中第36条の2）

区 分		改正前	改正後
法人市民税		法人税額の9.7%	法人税額の6.0%
（参考）	法人県民税	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
	地方法人税（国税）	法人税額の4.4%	法人税額の10.3%
	計	法人税額の17.3%	法人税額の17.3%

- ・法人住民税の税率引下げ分相当について、地方法人税（国税）の税率を引上げ、地方交付税の財源へ
- ・適用期間：平成29年4月1日以降に開始する事業年度から

3. 軽自動車税関係

(1)環境性能割の創設（第1条中第93～93条の9、付則第30～34条）

環境性能割の税率

車種区分			税率 (課税標準は取得価額)	
電気自動車、天然ガス自動車			非課税	
平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成32年度燃費基準を10%以上達成			
	平成32年度燃費基準達成	自家用		1.0%
		営業用		0.5%
	平成27年度燃費基準を10%以上 達成	自家用		2.0%
営業用		1.0%		
上記以外の車		自家用	2.0%	
		営業用	2.0%	

※環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収し、全額市区町村へ交付

(2)種別割のグリーン化特例（軽課）の延長（第1条中付則第29条）

グリーン化特例の税率

車種区分			標準税率	軽課税率		
				燃費基準1 ※1	燃費基準2 ※2	燃費基準3 ※3
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

・現行の特例措置について適用期限を1年間延長

・適用期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日までの新規登録車両について平成29年度のみ適用

※1：電気自動車、天然ガス自動車

※2：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準を20%以上達成（貨物用は、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準を35%以上達成）

※3：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成（貨物用は、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成）